

OKEKITA
おけきた

すいどうだより

編集・発行：桶川北本水道企業団
北本市中丸6-83 TEL.048(591)2775
ホームページ <http://water-okekita.jp/>

No.150

令和元年 12月号

上下水道料金のお支払いは便利な口座振替で

給水人口 141,617人 給水世帯 61,933世帯
(令和元年11月1日現在)

渡良瀬遊水地

道路上の漏水はフリーダイヤル
ろーすい つーほー
0120-641-240

風邪やインフルエンザの
感染予防に

水道水でうがい手洗いを!!



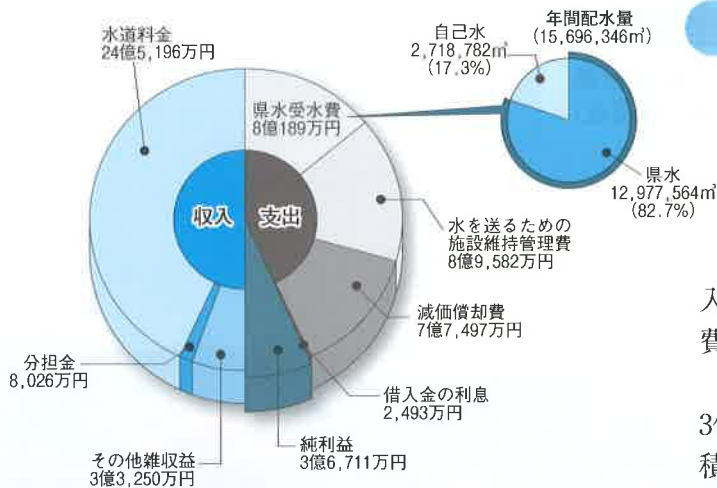
平成30年度決算のあらまし

年間業務量

項目	区分	平成30年度	平成29年度	比較増減
給水世帯		61,635世帯	60,930世帯	705世帯
給水人口		141,856人	142,237人	-381人
年間配水量		15,696,346㎡	15,783,250㎡	-86,904㎡
1日平均配水量		43,004㎡	43,242㎡	-238㎡
年間有収水量		14,480,777㎡	14,564,479㎡	-83,702㎡
有収率		92.3%	92.3%	0.0%

主な事業概要

- ・改良工事は、石綿セメント管更新事業として口径75mmから300mmまでの配水管を2,590.7m（このうち、重要給水施設配水管として口径100mmから300mmを379.2m）、口径200mmから250mmまでの導水管を146.2m更新しました。

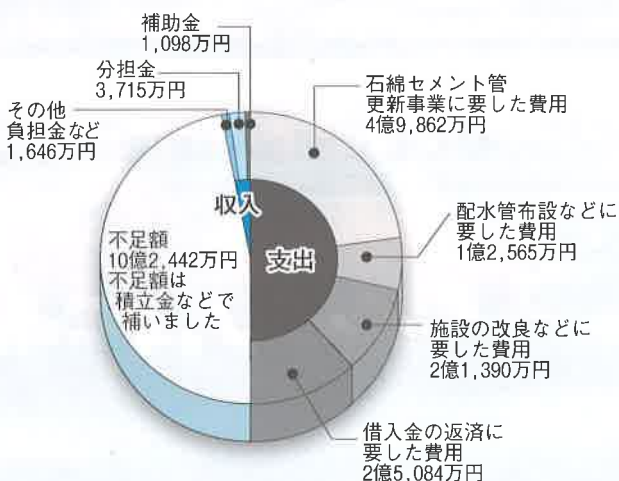


収益的収支 (税抜き)

収入 28億6,472万円
支出 24億9,761万円

みなさんにお支払いいただいた水道料金などの収入、安全にご家庭まで水をお届けするために要する費用の収支です。

収入は28億6,472万円、支出は24億9,761万円で、3億6,711万円の純利益となり、企業債償還のための積立金などへ充当しました。



資本的収支 (税込み)

収入 6,459万円
支出 10億8,901万円

分担金などの収入、安定した水を送りつづけるために必要な施設の更新や配水管布設工事に要する費用の収支です。

収入は6,459万円、支出は10億8,901万円で10億2,442万円の不足が生じ、不足額は積立金などで補いました。

資金不足比率を公表します

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準
桶川北本水道企業団 水道事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき水道事業会計の資金不足比率を公表します。

水道企業団では、平成30年度の資金不足比率はありませんでした。詳しくはホームページにてご覧になれます。

※資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合には、経営健全化計画を策定し経営の健全化に努めなければなりません。

収益的収支

収入

(単位：千円、%)

区分	予算額	収入額	収入率
営業収益	2,876,701	1,389,228	48.3
給水収益	2,673,070	1,319,694	49.4
受託工事収益	32,366	9,424	29.1
分担金	76,773	38,632	50.3
公共下水道負担金	88,496	21,052	23.8
その他営業収益	5,996	426	7.1
営業外収益	230,739	9,168	4.0
受取利息	14	20	142.9
他会計補助金	1,488	1,488	100.0
長期前受金戻入	223,419	0	0.0
雑収益	5,818	7,660	131.7
特別利益	98,000	0	0.0
合計	3,205,440	1,398,396	43.6

支出

(単位：千円、%)

区分	予算額	執行額	執行率
営業費用	2,791,085	811,020	29.1
原水及び浄水費	1,226,299	538,441	43.9
配水及び給水費	362,352	141,308	39.0
受託工事費	35,878	8,648	24.1
業務費	162,578	60,241	37.1
議会費	5,846	1,546	26.4
総係費	162,976	60,836	37.3
減価償却費	790,959	0	0.0
資産減耗費	44,197	0	0.0
営業外費用	31,017	10,058	32.4
支払利息	19,076	9,661	50.6
消費税	10,248	0	0.0
雑支出	1,693	397	23.4
予備費	5,000	0	0.0
合計	2,827,102	821,078	29.0

令和元年度 上期 財政状況

資本的収支

収入

(単位：千円、%)

区分	予算額	収入額	収入率
関係市負担金	16,606	0	0.0
補助金	3,360	0	0.0
工事負担金	138,254	2,057	1.5
分担金	32,902	16,556	50.3
合計	191,122	18,613	9.7

支出

(単位：千円、%)

区分	予算額	執行額	執行率
建設改良費	1,442,022	43,314	3.0
石綿セメント管更新事業費	620,289	7,126	1.1
配水設備費	115,960	4,039	3.5
配水支管整備費	114,030	21,762	19.1
工事請負費	132,162	1,858	1.4
原浄水設備改良費	82,397	0	0.0
配水設備改良費	220,819	0	0.0
事務費	43,826	7,443	17.0
営業設備費	112,539	1,086	1.0
企業債償還金	221,174	120,459	54.5
合計	1,663,196	163,773	9.8

予算額には前年度繰越額を含む

水道議会だより

令和元年第2回定例会が8月27日(火)に開催され、次の議案が原案のとおり可決及び認定されました。

○桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

○平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

表彰式がおこなわれました

令和元年10月7日(月)、企業団表彰規程に基づき次の方が表彰されました。

議会議員在職5年以上
島村 美貴子

(敬称略)

年末年始の業務について

年末の業務は12月27日(金)までとなり、年始は1月6日(月)から業務開始となります。年末は業務が大変混雑しますので、水道料金のお支払い、水道の使用開始・中止のご連絡

はお早めにお願ひします。
なお、漏水修理などの緊急の受付は年末年始も平常どおりおこなっております。

親子水道教室が開催されました

すいどうだより148号で募集しました夏休み親子水道教室が8月1日(木)に開催されました。

当日は15組38名が参加し、秩父市にある「浦山ダム」の施設見学や川遊びなどをとおして楽しく、かけがえのない「水」の大切さを学びました。



人事行政の運営状況をお知らせします

桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、企業団職員の任免や給与、勤務条件などを公表するものです。なお、詳しくはホームページでご覧になれます。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1)職員の採用の状況 令和元年度は、新規採用職員はいません。
 (2)再任用の状況 令和元年度は、再任用短時間勤務職員は3人です。
 (3)職員の退職の状況 平成30年度は、退職者は1人です。
 (4)職員数の状況 (各年度4月1日現在)

職員数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	42人	41人	40人	41人	40人

2 公営企業職員の給与の状況

(1)職員給与の状況

ア 決算

区分	総費用(A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率(B/A)	(参考)29年度の 職員給与費比率
平成30年度	3,527,197千円	367,112千円	255,861千円	7.3%	7.0%

区分	職員数(A)	給 与 費				1人当り 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成30年度	41人	145,241千円	34,945千円	65,309千円	245,495千円	5,988千円

(注) 1 職員手当は、退職手当は含みません。 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況 (平成31年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額
40.7歳	294,587円

(2)職員の級別職員数の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	主事補	主事	主任	係長	課長補佐	課長	次長	事務局長	
職員数	1人	12人	6人	7人	8人	2人	2人	2人	40人
構成比	2.5%	30.0%	15.0%	17.5%	20.0%	5.0%	5.0%	5.0%	100%

(3)期末手当、勤勉手当及び退職手当の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	内 容
期末手当	期末手当 年間2.60月分
勤勉手当	勤勉手当 年間1.85月分
退職手当	埼玉県市町村総合事務組合に加入し、令和元年度の支給率(最高支給限度額)自己都合47.709月、定年47.709月

(4)特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

月 額	期 末 手 当
企業長 24,800円、副企業長 21,200円	6月期 2.225月・12月期 2.225月(年4.45月)
議長 25,000円、副議長 24,000円 議運委員長 23,000円、議員 22,000円	6月期 2.225月・12月期 2.225月(年4.45月)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1)勤務時間の状況 1週間の勤務時間38時間45分 (2)育児休業等の取得状況 3人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1)分限処分の状況 0人 (2)懲戒処分の状況 0人

5 職員の研修の状況

- (1)平成30年度は34コース、延べ参加人員は103人でした。

6 職員の福祉及び利益保護の状況

- (1)定期健康診断の実施状況 平成30年度は427千円支出(41人受診)しました。

貯水槽を設置して水道を ご使用されている皆様へ

貯水槽(受水槽や高置水槽)は主にアパートやマンション等の中高層の建築物、工場や学校及び病院などのように一度に多量の水を必要とし、貯水機能が必要とするところに設置されています。

また、場合によっては一般住宅等においても設置されています。このような建物に付属されて設けられている貯水槽を含む水道設備を「貯水槽水道」といいます。その管理は所有者または設置者の義務となっています。

◆貯水槽水道の管理区分

貯水槽水道は受水槽の容量(有効容量)によって次の2つに分けられます。

①簡易専用水道(容量が10㎡を超えるもの)

②小規模貯水槽水道(容量が10㎡以下のもの)

●受水槽の有効容量が10㎡を超える簡易専用水道については水道法の規制を受けるため、定められている管理基準に従って管理をおこなひ、さらに毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣登録検査機関で検査を受けなければなりません。

●小規模貯水槽水道においても設置者が簡易専用水道に準じた管理をするように努めてください。

◆水道法に定める管理基準

①水槽の清掃を毎年1回以上定期におこなうこと。

②有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために定期的に点検をおこなうこと。

③給水栓(蛇口等)における水の色、にごり、におい、味、その他の状態により水の異常を認めるときは、水質検査をおこなうこと。

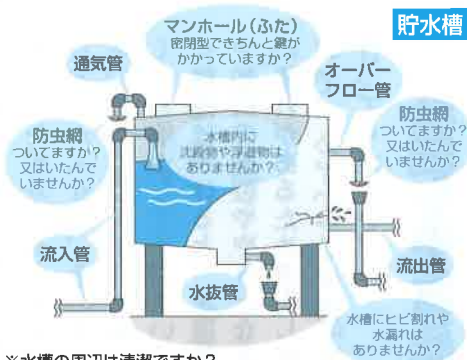
④供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講ずること。

◆水槽の点検項目

点検については左図を参考にして定期的におこなうようお願いいたします。

また、詳しくは水道企業団のホームページ及び埼玉県保健医療部生活衛生課のホームページ掲載の「簡易専用水道のしおり」もご参照ください。簡易専用水道検査機関もこちらで確認できます。

◇問い合わせ給水課 給水係
048-591-2775(代)



*水槽の周辺は清潔ですか?

指定給水装置工事事業者情報～水道工事ができます～

☆給水装置の新設、改造、修繕または撤去の水道工事は、指定給水装置工事事業者以外では施工できません。必ず水道企業団の指定給水装置工事業者に水道工事を依頼してください。

指定給水装置工事事業者(新規指定)			
事業者名	代表者	所在地	電話番号
拓実	木村 博	桶川市川田谷7364-5	048-788-0081
指定給水装置工事事業者(所在地等変更)			
事業者名	代表者	所在地	電話番号
(株)ライフサポート	田辺 功	東京都渋谷区大山町45-18 代々木上原ウエストビル3階	03-5465-0703
(株)ベストワーク	根本 和幸	さいたま市岩槻区鹿室1123-3	048-795-2000
(株)ユーライフ	梅澤 弘年	東松山市石橋1696-4	0493-81-5678

指定給水装置工事事業者制度の更新制のお知らせ

☆令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者制度の更新制が始まりました。

☆指定給水装置工事事業者一覧表や指定給水装置事業者制度の更新制の詳細については桶川北本水道企業団ホームページ(<http://water-okekita.jp/>)をご覧ください。

指定給水装置工事事業者一覧表

トップページ>指定給水装置工事事業者>指定給水装置工事事業者一覧表

指定給水装置工事事業者の更新制

トップページ>指定給水装置工事事業者>指定給水装置工事事業者の方へ

水道管の防寒対策

朝夕の寒さが一段と厳しい季節となりました。水道管も冬じたくが必要です。



気温が氷点下4度以下になると水道管が凍結や破裂をすることがあります。特に多いのは、次のような場所です。

- ◎北側向きで日陰にある管
- ◎風当たりの強い場所にある管
- ◎屋外にあり、露出(むき出し)している管
- ◎留守がちな家の水道管



むき出しになっている水道管や蛇口に布や市販の保温材などを巻いて保温し、



その上からビニールテープなどを巻きつけて保温材が濡れないようにします。

また、メーターボックスの中に、布切れや発泡スチロールなどを濡れないようにビニール袋に詰めて入れ、水道メーターのまわりも保温してください。

※メーターの検針に支障がないようにお願いします。



凍結・破損をした場合に漏水の発見が遅れてしまいますので、家屋に被害を及ぼすとともに水道料金や修理費用が必要以上にかかることとなります。

水道を使用していない家屋については、事前にメーターボックス内の止水栓を閉めることで、凍結・漏水防止になります。



気温の上昇により自然に溶けるのを待つか、凍って

しまった部分にタオルや布などをかぶせて、その上から「ぬるま湯」をかけてゆっくりと溶かしてください。

※熱湯はかけると、水道管や蛇口の破裂ややけどなどの恐れがあるため使用しないで、必ず「ぬるま湯」で行ってください。



①メーターボックス内のメーターバルブを閉めて漏水を止めてください。

②バルブが付いていない場合は破裂した部分に布かテープなどをしっかりと巻いて、応急処置をしてください。

③当企業団の指定給水装置工事事業者(水道業者)へ修理を依頼してください。

※修理費用はおお客様負担となります。

水道業者が不明な場合は、水道企業団までお問い合わせください。

●問い合わせ

業務課 業務係

048-591-4795



上下水道料金の消費税が10%に変わります

消費税法等の改正により、上下水道料金の消費税率が8%から10%に変わります。この改正は、原則として令和元年10月1日以降に使用した分から適用されますが、9月30日以前から引き続き使用している場合は、経過措置により12月1日以降の検針分から新税率10%が適用されます。

※開始日、中止日の時期により例外もございます。

☆問い合わせ

上水道料金について

業務課 料金係 048-591-4795

下水道使用料について

[桶川市]下水道課 048-788-4960(直通)

[北本市]下水道課業務担当 048-594-5555(直通)

水道は風呂、洗濯などの飲用以外の用途に使われることが多いので、軽減税率対象じゃないんじゃ。



分担金について

令和元年10月1日より給水装置工事申請にかかる分担金の消費税率が8%から10%になりました。

☆問い合わせ 給水課 給水係 048-591-2775(代表)